

第4 感染症および病原体等に係る情報の収集および調査

1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるものであることから、感染症および病原体等に関する調査は、感染症対策の基本となります。このため、関係機関との緊密な連携の確保や人材の育成等の取組等を通じて、調査を推進することが必要となります。

2 情報の収集および調査の推進

- (1) 本市における情報の収集および調査の推進に当たっては、感染症対策の中核的機関である市立函館保健所および感染症および病原体等の技術的かつ専門的な機関である衛生試験所が、道および道立衛生研究所等と連携を図り、計画的に実施します。
- (2) 本市は、感染症に係る調査に当たっては、疫学的な知識および感染症対策の経験を有する人材の活用を図ります。
- (3) 本市は、感染症の発生届および積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集するため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関^{※3}等の医師が本市に対して届出等を行う場合には、電磁的方法により行うよう、働きかけを行います。
- (4) 感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集および分析を行うことが重要となります。
- (5) 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、新型インフルエンザ等感染症の患者または新感染症の所見がある者が入院した場合や、退院または死亡した場合にも電磁的方法で報告することが重要となります。

3 関係機関および関係団体との連携

市立函館保健所および衛生試験所は、北海道立衛生研究所等の関係研究機関と十分な連携を図り、感染症および病原体等に関する調査を進めます。

※3 厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関，都道府県知事が指定した第一種感染症指定医療機関，第二種感染症指定医療機関および結核指定医療機関のこと。本市には，二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する第二種感染症指定医療機関および結核患者に対する医療を担当する結核指定医療機関がある。